

区分	内容	問い合わせ先
補助金に関する こと	<p><b>新型コロナウイルス影響事業者緊急支援事業(広島は決して屈しない!プロジェクト)</b> 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け営業活動の縮小などを余儀なくされながらも、感染拡大防止や苦境打破に取り組もうとする事業者を支援する者 【限度額】影響事業者の営業箇所数が、5～10は50万円、11～30は150万円、31～50は250万円、51～100は500万円、101～150は750万円、151以上は1,000万円 【補助率】補助対象経費の5分の4以内 【申込方法】市経済企画課へ</p>	市経済企画課 ☎504-2235、☎504-2259
	<p><b>ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(特別枠)</b> 新製品・サービス開発や生産プロセス改善などのための設備投資などを支援する補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象とした特別枠 【限度額】1,000万円 【補助率】補助対象経費の3分の2 【申込方法】電子申請で、全国中小企業団体中央会へ。公募要領に定める証明書の提出が必要。公募要領は「ものづくり補助金総合サイト」で</p>	全国中小企業団体中央会ものづくり補助金事務局サポートセンター monohojo@pasona.co.jp ※問い合わせは原則電子メール
	<p><b>小規模事業者持続化補助金(特別枠)</b> 小規模事業者の販路開拓などのための取り組みを支援する補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象とした特別枠 【限度額】100万円 【補助率】補助対象経費の3分の2 【申込方法】商工会地区は、県商工会連合会へ。商工会議所地区は、日本商工会議所へ。優先的な支援は市が発行する証明書の提出が必要</p>	【商工会地区】 県商工会連合会 ☎247-0221 【商工会議所地区】 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 ☎03-6447-2389 優先的な支援を受けるための証明書、特定創業支援等事業を受けた証明書の発行は市商業振興課 ☎504-2236、☎504-2259
	<p><b>IT導入補助金(特別枠)</b> ITツール導入による業務効率化などを支援する補助金で、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象とした特別枠 【限度額】30～450万円 【補助率】補助対象経費の3分の2 【申込方法】電子申請で、サービスデザイン推進協議会へ</p>	サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424 IP電話からは☎042-303-9749
雇用に関する こと	<p><b>雇用調整助成金(特例措置)</b> 雇用調整助成金(休業手当の一部を助成)の支給要件の緩和など特例措置 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業主(全業種) ●休業などの初日が1月24日～7月23日 ●新規学卒採用者など雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6カ月未満の労働者も助成対象 ●過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業者は①前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象、②過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業などの支給限度日数までの受給が可能</p>	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-603-999 広島労働局職業対策課 ☎502-7832

区分	内容	問い合わせ先
雇用に関する こと	<p>※このほかの特例措置など、詳しくは、厚生労働省ホームページで</p>	
	<p>小学校などの臨時休業に伴う保護者(企業に雇用されている人)の休暇取得支援 【対象】新型コロナウイルス感染症による小学校などの臨時休業で影響を受ける労働者を支援するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業 【申請期間】9月30日まで 【申込方法】所定の申請書を、郵送(配達記録が残るもの)で学校等休業助成金・支援金受付センターへ。提出先は本社などの所在地により異なります。詳しくは、厚生労働省ホームページで</p>	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-603-999 広島労働局雇用環境・均等室 ☎221-9247
	<p>小学校などの臨時休業に伴う保護者(委託を受けて個人で仕事をする人)への支援 【対象】新型コロナウイルス感染症による小学校などの臨時休業で、子どもの世話をするため契約した仕事ができなくなっている人 【申請期間】9月30日まで 【申込方法】所定の申請書を、郵送(配達記録が残るもの)で学校等休業助成金・支援金受付センターへ。提出先は申請者の住所地により異なります。詳しくは、厚生労働省ホームページで</p>	
	<p><b>働き方・休み方改善コンサルタント</b> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う特別休暇制度について、新たに導入を検討する場合は「働き方・休み方改善コンサルタント」による就業規則の整備支援などを無料で利用可</p>	広島労働局雇用環境・均等室 ☎221-9247
	<p>国が設置している特別相談窓口(平日8:30～17:00) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などの労働に関する相談</p>	広島労働局総合労働相談コーナー ☎221-9296